

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 82 回 公共 SaaS（民営）の終焉

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

国では、自治体情報システム標準化（以下「標準化」と言います。）後、標準化対象でなかったシステムについて、民間事業者が提供する公共 SaaS（民営）※¹、別名共通化パターン B※²を原則とすることとしています。私は、この公共 SaaS（民営）について、これが実施されたら標準化の二の舞になると懸念しておりました。そのため、本連載の第 73、74、77、78、79 回※^{3~7}で採り上げてきました。

しかし、私の懸念は杞憂だったようです。

公共 SaaS（民営）は実現可能性がとても低く、着手すらできないものだったからです。

そこで本稿では、公共 SaaS（民営）の現状とそれが着手すらできないものであった理由を説明します。

2 公共 SaaS（民営）と同（国営）とは

（1）公共 SaaS（民営）とは

公共 SaaS（民営）の国による説明は次のとおりです※¹。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」における共通 SaaS（パターン B）に相当する運営形態であり、主に以下の特徴をもつ。

- ア 国や自治体の業務向けにソリューションを提供する民間事業者や独法が SaaS 事業者となる
- イ 公共 SaaS 運営に係るガバメントクラウド のアカウント払出し先は SaaS 事業者
- ウ 自治体向けパッケージ事業者、自治体クラウド事業者等を当面は想定
- エ 事業者が利用権付与兼債務引受契約をデジタル庁と締結することを必須とする
- オ ガバメントクラウド上で、ガバメントクラウドの要求するモダン化されたアプリケーションを開発し、公共 SaaS の要件を満たす必要がある
- カ 業務アプリケーションの標準仕様は制度官庁等によって管理される。標準仕様の管理や事業者の監督は制度官庁等が独自に設定・運用
- キ ガバクラ利用料は事業者に請求されるため、事業者からデジタル庁に納付が必要（デジタル庁との間で利用権付与兼債務引受契約が必要）
- ク SaaS 事業は事業者の独立採算とし、公共 SaaS 運営に係るガバクラ利用料は事業者が経費の一部として支払う（ガバクラ利用料を SaaS 利用者に按分して請求することは想

定しない)

ケ テナントからの SaaS 利用料支払い（有償）を前提とする。（契約・支払いスキームは後述）

コ SaaS 販売代理店を置くことは想定するが、販売手数料モデル（直接契約）に加えて再販モデルも選択可能

ちなみに、ア～コは私が付けましたが、ア～コのそれぞれの内容は原文のままです。次の（２）も同様です。

（２）公共 SaaS（国営）とは

公共 SaaS（国営）の国による説明は次のとおりです※¹。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」における共通 SaaS（パターン A）に相当する運営形態であり、主に、以下の特徴を持つ。

ア 公共分野におけるサービスを提供する主管府省庁が SaaS を運営する

イ 公共 SaaS 運営に係るガバメントクラウドのアカウント払出し先は主管府省庁であり、その利用料は国が負担する

ウ 府省共通システムの提供府省、対民間も含めた公共サービス提供府省を当面は想定

エ ガバメントクラウド上で、ガバメントクラウドの要求するモダン化されたアプリケーションを開発し、公共 SaaS の要件を満たす必要がある

オ SaaS 利用料は無償が原則。有償の場合、請求支払の方法、利用契約の要否等は法整備も含めて主管府省庁が独自に設定・運用する

（３）公共 SaaS（民営）と同（国営）の採用基準

国の説明では、公共 SaaS（民営）が「共通化の基本形」とされています。そして、同（国営）は「一社のシステムとなるため競争による改善が働かないというデメリットもあるため、主に緊急時対応等を想定した方法」とされています※²。

３ 公共 SaaS（民営）の状況

2026 年 6 月 8 日に開催された国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の参考資料 3 として、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局提出の共通化推進方針等（見え消し）（案）※⁸が公表されています。ここに 11 のシステム、サービス、プラットフォームの共通化方針（案）が記載されています。

これらを公共 SaaS（民営）、同（国営）のいずれであるかという視点から私がまとめた資料は次の表 1「システム別公共 SaaS 種別一覧」のとおりです。

表 1 システム別公共 SaaS 種別一覧

項番	システム	公共 SaaS 種別
1	自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス	業務システムではなくインフラと考えられますが、あえて言えば公共 SaaS（国営）です。
2	ふるさと住民登録制度プラットフォーム	共通化パターン A と明記されているため、公共 SaaS（国営）です。
3	土木施設に関する住民からの通報等システム	共通化しない（公共 SaaS（民営）、同（国営）のいずれも不採用です。）。
4	畜犬管理システム	全国統一システムの実現可能性を検討としています。これは公共 SaaS（国営）の実現可能性を検討と言い換えることができます。
5	職務上請求システム	士業者（業務上必要な場合、戸籍謄本や住民票などを請求する権限が与えられている 8 士業者、すなわち弁護士、弁理士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、海事代理士）団体が共同で職務上請求システムを構築し、これを市区町村が導入する（中略）ことが（中略）目指すべきものとしています。少なくとも公共 SaaS（民営）ではなく、士業者団体が共同で 1 つのシステムを構築し、それを市区町村が利用するものですから、あえて言えば公共 SaaS（国営）に近いものです。

表 1 システム別公共 SaaS 種別一覧（つづき）

項番	システム	公共 SaaS 種別
6	自動車臨時運行許可申請システム	「現状ではマイナポータルのサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の他、民間プラットフォーム等を用いたオンライン申請が可能となっている。 様々のプラットフォームが存在するため、申請者が自治体ごとに申請システムを検索する必要が生じるほか、各申請サイト・システムの操作方法を覚える必要があり、ユーザーエクスペリエンスに課題がある。 また、市区町村においても各自でシステムを開発及び運用・保守するコストが生じているほか、制度改正があった場合はその都度各市区町村において申請システムの改修を行う必要があり、非効率的な運用となっている。」としており、「ぴったりサービスによるオンライン申請の導入を促進することで、申請プラットフォームの共通化を図る。」としています。 プラットフォームであるため、公共 SaaS（民営）、同（国営）という区分は適切でないと考えられます。 それでも、あえて言えば公共 SaaS（国営）に近いものです。
7	納税証明書等の請求・交付システム	引き続き検討としており、現時点で公共 SaaS（民営）、同（国営）のいずれでもないと考えられます。
8	住所・所在地情報管理システム	「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータを他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態とすることを目的としているため、公共 SaaS と言えるか疑問もありますが、少なくとも統一データベースを目指していると考えられます。
9	決算統計業務システム	（国の業務のために自治体がシステムに入力するものです。そのため、どちらにも該当しません。）
10	幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム	（同上）

表 1 システム別公共 SaaS 種別一覧（つづき）

項番	システム	公共 SaaS 種別
11	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	デジタル庁が制度所管省庁（社会福祉分野だけでなく、それ以外の指導検査業務を含みます。）へ、システム導入の可能性に加え、「有用なデータ管理及びワークフローの事例」、「民間 SaaS の機能」等、自治体支援の対応のために有効と考えられる情報について、各自治体が個々の状況に合わせて適切な手法を選択できるよう、情報を提供することとしています。 システムは東京都が導入しており、システム構築の仕様・ノウハウ等をオープン化し参考とすることで、仕様を検討する等の作業コストが削減されるメリットがあるとしています。 なお、上に民間 SaaS と記載されていますが、これは既存の SaaS である監査くん（ITFORCE 株式会社）、Agentforce for Public Sector（株式会社セールスフォース・ジャパン）、kintone（サイボウズ株式会社）が例示されています。 国による標準仕様の作成は行わないので、公共 SaaS（民営）ではありません。

このように、現時点で公共 SaaS（民営）のものはひとつもなく、その可能性があるものもひとつ（項番 7（納税証明書等の請求・交付システム））だけです。そして、項番 2（ふるさと住民登録制度プラットフォーム）では共通化パターン A（すなわち公共 SaaS（国営））と明記され、項番 4（畜犬管理システム）も公共 SaaS（国営）と考えられるところ、いずれも公共 SaaS（国営）の採用基準である「主に緊急時対応等を想定した方法」から外れています。

また、項番 1、5、6 もあえて言えば公共 SaaS（国営）に近いものです。

4 仕様書及び開発すべきシステムの確定とは

公共 SaaS（民営）の実現可能性を説明する前に、仕様書及び開発すべきシステムの確定についての私の理解を記します。

公共 SaaS（民営）において標準仕様と表現されているものは、何らかの文書になっていると考えられます。ゆえに、「各公共 SaaS（民営）が標準仕様に準拠したものになっているか否か」とあるうちの「標準仕様」は「標準仕様書」と言い換えることができます。

そして、標準仕様書はある種の仕様書と考えられます。

では、仕様書とは何でしょうか。一般的なシステム開発契約において、少なくとも我が国では、発注者と受注者がどのようなシステムを開発するか、その概要を合意したものです。仕様書では開発すべきシステムは確定していません。東京地方裁判所ブラクティス委員会第二小委員会「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」^{※9}も「契約締結時には完成すべき仕様が確定しておらず、その後も仕様確定作業が続けられ、しかも、開発途中でしばしば仕様の追加変更が行われる。そのため、最終的に約束した仕様が何か明確でないことが多い」としています。

では、開発すべきシステムが確定するのはいつなのでしょう。私は、厳密に考えるとシステムが稼働した時点ですら確定しておらず、いつまで経っても確定しないと考えています。私の経験では、発注者と受注者との間でシステム稼働時に至っても開発すべきシステムの認識に齟齬があるからです。この齟齬が小さければ発注者の業務への支障も少なく済みます。齟齬が大きければ発注者の業務への支障が大きくなります。

契約時点では、開発すべきシステムについての発注者と受注者との合意は概要であり、確定ではありません。この時点では発注者と受注者の間で認識の齟齬もあります。要件定義における発注者と受注者の打ち合わせと発注者のレビュー、発注者による設計書レビュー、受入テストなどにおいて確定事項を徐々に増やしていくとともに認識の齟齬の解消を進めます。それでも、私の経験ではシステム稼働時に認識の齟齬が完全に解消することはほぼありません。

5 公共 SaaS（民営）の実現可能性

公共 SaaS（民営）では「業務アプリケーションの標準仕様は制度官庁等によって管理される。標準仕様の管理や事業者の監督は制度官庁等が独自に設定・運用」となっています。そして、公共 SaaS（民営）の承認申請は、民間事業者が必要事項を記載し、標準仕様を作成した制度官庁等がデジタル庁に提出することとなっています^{※1}。

このことから、各公共 SaaS（民営）が標準仕様に準拠したものになっているか否かは制度官庁等が確認するとも考えられますが、私が調べた限りこの点がよく分かりませんでした。そこで、いくつかの場合に分けてどのようなことが起きるか、私の予想を説明します。

（1）制度官庁等が受入テストまで実施するとき

仮にある標準仕様について A～E の 5 社が参入したとします。

制度官庁等は、5 社を相手に同じシステムを開発するため、通常のシステム開発の 5 倍の手間がかかります。否、もっとかかります。

というのは、私の経験上、システム開発の全工程において、すなわち発注者と受注者との打ち合わせ、レビュー及びテストにおいて発注者が受注者の間違いに気づいたと認識し受注者に指摘したところ、全部ではありませんが指摘のうちの何割かにおいて、受注者か

ら反論されることがあります。そして、反論されたもののうち何割かは、発注者自身が間違っていたと気づくことがあります。

そのため、たとえば A～D 社まで要件定義の打ち合わせを終えたところで、E 社と打ち合わせをしたら、発注者である制度官庁等が A～D 社へ説明した内容が間違っていることに気づくことが想定されます。こんなことになったら制度官庁等は大変です。A～D 社に訂正連絡をしなければなりません。そして、訂正連絡をしたら A 社から指摘を受け、E 社への説明及び訂正連絡が間違っていたことに気づくことが想定されます。そうしたら、制度官庁等は再び B～E 社に訂正連絡です。とても現実的ではありません。

さらに厄介なことに、A～E 社が皆、同じ順序で各機能を要件定義し、設計書を仕上げてくればよいのですが、皆が作業する順序や進捗がバラバラだったら、と想像すると頭が痛くなります。E 社から制度官庁等の勘違いを指摘されたとき、A～D 社の作業が進んでいれば、手戻りになります。

このようなことを繰り返していると、システムの完成までに膨大な期間が必要になると考えられます。

また、E 社のシステムの受入テストで制度官庁等の勘違いが判明したら、A～D 社に訂正連絡をすることになりますが、A～D 社が制度官庁等の勘違いを正しいものとしてシステム開発しているときは、手戻りが発生します。受入テスト時点での手戻りなので大変です。ここで制度官庁等が A～D 社に訂正連絡をしたとき、A 社からそれも勘違いと指摘され、再度 B～E 社に訂正連絡となったら、受入テストの段階で手戻りを重ねることになります。

それから、これらの手戻りの費用は誰が負担するのでしょうか。公共 SaaS（民営）では SaaS の利用料は自治体負担です。しかし、この手戻りの費用の負担を自治体に求めても納得しないと考えられます。そして、この手戻りを事業者負担とすることは論外です。

（２）制度官庁等が標準仕様を策定するだけで要件定義などは実施しないとき

これは、標準化同様、各事業者の標準仕様の解釈が正となり、標準仕様が共通であるという点ではある程度機能が揃いますが、各事業者の標準仕様の解釈に基づくバラバラなシステムが出来上がります。

（３）制度官庁等が要件定義ないし設計書レビューまで実施し受入テストは実施しないとき

この方法では、（１）と（２）の不都合を緩和して合わせた状況になります。

すなわち、各事業者の手戻りは（１）より少ないのですが、制度官庁等が受入テストを実施しないため、各事業者の標準仕様の解釈の違いが（２）と比べて少なくなりますが残ります。

（４）以上のいずれでもない方法

私には想像できません。国が具体的方法を示したら、実現可能性を検討したいと考えております。

以上のことから、私は公共 SaaS（民営）は仕様書で開発すべきシステムを確定させることが可能なものなどよほど小規模なシステムでなければ実現しないと考えております。そして、仮に実現する方向で話が進んだときは、自治体の皆様にはこの項で説明した疑問を国の方に尋ねることをお勧めします。

6 なぜ、国は方針転換を明言しないのか

国の動きを見ていると、あくまで私の推測ですが、国が公表している方針と異なり、公共 SaaS（国営）が原則で公共 SaaS（民営）が例外ないしほぼ放棄されているように見えます。

それゆえ、本稿のタイトルを「公共 SaaS（民営）の終焉」としました。

具体例の説明は避けますが、いままでも、国が既存の方針を変更したとき、方針変更を明言しないでさりげなく（？）方針を変えていることはありました。このようなとき、国会やメディアなどから公式に聞かれると、国の方は「従来の方針を変更していません」と説明します。

国の方は方針変更を明言することにより、批判されることを恐れているように私には見えます。

7 （参考）日経クロステックに記事を寄稿しました

いままでの研究成果に基づき、2026 年 6 月 23 日に日経クロステックへ「子供や孫がハッピーになるシステムをみんなでデザインしよう」という記事を寄稿しました^{※10}。タイトルからは分かりづらいのですが、子供や孫の世代がハッピーになるために行政システムで今やるべきことを私なりにたたき台として示しています。2026 年 7 月 1 日には、この続編を同誌に寄稿します。

ご興味のある方はご覧ください。

8 （参考）情報システム学会秋講演会で講演します

2026 年 9 月 11 日（金）夜に開催される情報システム学会秋講演会において、同年 6 月に日経クロステックへ寄稿した記事及びこれまでの研究成果をもとにした講演を仰せつかりました。詳細は情報システム学会ホームページにおいて 7 月に公開される予定です。テーマは「統一行政システムのデザイン—子供や孫の世代がハッピーになるために今やるべきこと—」としています。都内リアル会場とオンラインによるハイブリッド開催になる予定です。

賛助会員と学生以外の方は有料になりますが、ご興味のある方はご参加ください。

9 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の URL のいずれかのフォームから連絡可能です（使いやすい方をご利用ください。）。

<https://researchmap.jp/999-z/mail>

<https://forms.gle/REDtAhrRhkc5m4gp8>

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

2024 年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代表）をしております。2024 年 8 月から今まで 14 回開催いたしました。現時点で次回以降の開催予定は未定です。決まり次第、学会ホームページ、学会ダイレクトメールなどでお知らせいたします。

(4) 研究上の利益相反に係るお知らせ

私はいままで、この国をよくしたいという想いで、デジタル関係などの国の施策について私の意見をこのメルマガやその他の媒体で申し上げてきました。特に国の方には何度も厳しいことを申し上げてきました。また、時には国の施策を肯定的に紹介したこともあります。

このたび、ボランティアですが国の方に私の研究をレクチャーする機会をいただきました。これからも国に付度するつもりは全くありませんが、国とこのような関係にあることはこの場を借りて皆様に利益相反の可能性があることとして公表いたします。

最近、様々な方とお話する機会が増えたので、細かいものもいろいろございます。依頼元との関係で可能な範囲となりますが、主なものは researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の私のページの「社会貢献活動」などにおいて内容を公表いたします。なお、依頼元の実名が記載されているものは、公開のイベントないし依頼元から実名公表のご許可をいただいております。

※1) デジタル庁，“ガバメントクラウドにおける SaaS（公共 SaaS）”，

<https://guide.gcas.cloud.go.jp/public-saas/public-saas-overview> 参照 2026-6-22, 2025.

- ※ 2) 2024 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定, “国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針”,
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d5c4a630-e234-4e5e-b14d-f64ef8666415/8e90e652/20250313_meeting_education-authentication_outline_09.pdf 参照 2026-6-22, 2024.
- ※ 3) 岩崎和隆, “公共 SaaS（民営）への懸念”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/06/mm2006-gk-gk.pdf> 参照 2026-6-22, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-06, 2025.
- ※ 4) 岩崎和隆, “国などが示す自治体システム見直しの構想や計画を評価する方法―標準化の次に向けて国民、国、自治体の関係者の皆様にお伝えしたいこと”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/07/mm2007-gk-gk.pdf> 参照 2026-6-22, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-07, 2025.
- ※ 5) 岩崎和隆, “公共 SaaS（民営）への事業者の反応”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/10/mm2010-gk-gk.pdf> 参照 2026-6-22, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-10, 2026.
- ※ 6) 岩崎和隆, “自治体情報システム標準化とは何だったのか”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/11/mm2011-gk-gk.pdf> 参照 2026-6-22, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-11, 2026.
- ※ 7) 岩崎和隆, “システム開発契約の特徴に起因する官公庁システムの問題”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/12/mm2012-gk-gk.pdf> 参照 2026-6-22, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-12, 2026.
- ※ 8) 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局, “共通化推進方針等（見え消し）（案）”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/kyotsu13/sankou3.pdf 参照 2026-6-22, 2026.
- ※ 9) 東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会, “ソフトウェア開発関係訴訟の手引”, 判例タイムズ No. 1349, 2011.

※10) 岩崎和隆, “子供や孫がハッピーになるシステムをみんなでデザインしよう”,
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/052700131/>参照 2026-6-22, 本
音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2026.